

## Fukuoka Art Next ロゴマークの使用に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、Fukuoka Art Next ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (ロゴマークの使用目的)

第2条 ロゴマークは、福岡市において彩りにあふれたアートのまちを目指して、暮らしの中で身近にアートに触れる機会を増やし、アーティストの成長支援に取り組む『Fukuoka Art Next』を推進し、市民、事業者、大学など福岡市全体の取組みに広がることを目的として使用するものとする。

### (ロゴマークの仕様)

第3条 ロゴマークは、別に定める「Fukuoka Art Next ロゴマーク使用マニュアル（以下「使用マニュアル」という。）」に従い作成するものとする。

### (使用者の資格)

第4条 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、この要綱の定めるところにより、ロゴマークを使用することができる。

- (1) ロゴマークを使用する者（以下「使用者」という。）が法令又は公序良俗に違反し、又はそのおそれがあると認められる事業等にロゴマークを使用するとき。
- (2) 使用者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員に利益を供与し、又はそのおそれがあると認められる事業等にロゴマークを使用するとき。
- (3) 使用者が第三者の利益を害し、又はそのおそれがあると認められる事業等にロゴマークを使用するとき。
- (4) 使用者が特定団体又は個人の政治活動又は宗教活動を著しく助長し、又はそのおそれがあると認められる事業等にロゴマークを使用するとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、使用者がロゴマークを使用することにより、市の信用又は品位を損ない、又はそのおそれがあると認められる等その使用が著しく不相当と福岡市長（以下「市長」という。）が認めるとき。

### (使用者の遵守事項)

第5条 使用者は、ロゴマークを使用するにあたり、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 第2条の使用目的に留意し、その趣旨を損なわないよう十分に注意すること。

(2) 第3条の使用マニュアルを遵守し、本来のデザインとの同一性を損なわないようにすること。

(3) その他各種法令を遵守すること。

#### (使用料)

第6条 ロゴマークの使用料については、無料とする。

ただし、販売目的等で使用する場合は、別途、市と協議をするもの。

#### (使用状況の確認)

第7条 市長は、使用者に対し、ロゴマークの使用状況を確認するために必要な資料を提出させ、又は報告を求めることができる。

2 使用者は、前項の規定により資料の提出又は報告を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。

#### (権利設定の禁止)

第8条 使用者は、ロゴマークを使用するときは、当該ロゴマークについて新たに知的財産権（知的財産基本法（平成14年法律第122号）第2条第2項の知的財産権をいう。）を設定してはならない。

#### (使用者の物品等に対する責任)

第9条 市は、ロゴマークを使用した物品等の安全性及び品質等について何ら保証又は推奨を行うものではなく、その責任はすべて使用者が負うものとする。

#### (賠償責任等)

第10条 市は、ロゴマークの使用に伴い使用者に生じた損失等について、一切の責任を負わない。

2 使用者は、ロゴマークの使用に関して、第三者との間に紛争が生じた場合は、速やかに自己の責任と費用負担において解決するものとし、市は一切の責任を負わないものとする。また、使用によって第三者に損害が発生した場合も市は何ら責任を負わないものとする。

3 使用者は、ロゴマークの使用に際して故意又は過失により市に損害を与えたときは、これによって生じた損害を市に賠償しなければならない。

#### (違反に対する措置)

第11条 市長は、使用者がこの要綱の規定に違反したときは、ロゴマークの使用について必要な助言若しくは指導をし、その使用の差し止めを命じ、又は法的措置をとることが

できる。

2 前項の規定による使用の差し止め又は法的措置により使用者に損害が生じても、市はその賠償の責めを負わない。

(事務)

第 12 条 この要綱に関する事務は、経済観光文化局文化振興部アートのまちづくり推進担当が行う。

(補則)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、ロゴマークの使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 4 年 5 月 9 日から施行する。